

# 指定訪問介護重要事項説明書兼契約書別紙

〔令和 3年 4月 1日改訂〕  
〔令和 4年 10月 1日改訂〕  
〔令和 5年 8月 1日改訂〕  
〔令和 6年 4月 1日改訂〕

## 1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社MC
代表者役職・氏名	代表取締役 嶋 淳
本社所在地・電話番号	埼玉県三郷市彦川戸一丁目84番地1 TEL048-948-6653
法人設立年月日	平成26年4月1日

## 2 サービスを提供する事業所の概要

### (1) 事業所の名称等

名 称	MC訪問介護センター
事業所番号	訪問介護 (指定事業所番号 1171201385 )
所在地	〒341-0005 埼玉県三郷市彦川戸一丁目84番地1
電話番号	048-948-6653
FAX番号	048-948-6654
通常の事業の実施地域	三郷市、吉川市、草加市、八潮市

### (2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	年中無休
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

### (3) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社MCが開設するMC訪問介護センター（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。
-------	--

運営の方針	<p>事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>
-------	--

#### (4) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者と業務の管理を行います。</li> <li>・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> </ul>	常 勤 1人
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護計画を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。</li> <li>・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。</li> <li>・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。</li> <li>・訪問介護員の業務の実施状況を把握します。</li> <li>・訪問介護員に対する研修技術指導を行います。</li> </ul>	常 勤 2人 非常勤 人
訪問介護員	訪問介護計画に基づき、訪問介護のサービスを提供します。	常 勤 30人 非常勤 14人

### 3 サービス内容

身体介護	<p>利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のための利用者とともに行う自立支援のためのサービスを行います。</p> <p>(排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助)</p>
生活援助	<p>家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。</p> <p>(調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理)</p>

### 4 利用料、その他の費用の額

#### (1) 訪問介護の利用料

##### ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割の額です。負担割合が2割の方は負担額も倍となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別1単位当たりの単価10,42円(6級地)

区分 1回当たりの所要時間		基本利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
身体介護	20分以上30分未満	2,542円	255円	509円	763円
	30分以上1時間未満	4,032円	404円	807円	1,210円
	1時間以上1時間30分未満	5,908円	591円	1,182円	1,773円
	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	854円を加算	86円を加算	171円を加算	227円を加算
生活援助	20分以上45分未満	1,865円	187円	373円	560円
	45分以上	2,292円	230円	459円	688円
身体介護に引き続き生活援助を算定する場合(25分増すごとに加算)		677円を加算	68円を加算	136円を加算	204円を加算

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

## イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

※地域区分別1単位当たりの単価10,42円(6級地)

### ①サービスの実施による加算等

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
夜間・早朝加算	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合	1回につき基本利用料の25%			
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合	1回につき基本利用料の50%			
緊急時訪問	利用者や家族等か	1回につき	105円	209円	313円

介護加算	らの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1,042円			
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,084円	209円	417円	626円
生活機能向上連携加算	訪問リハビリテーションの理学療法士等とサービス提供責任者が共同して訪問介護計画を作成した場合（初回の訪問介護から3か月間を限度）	1月につき 1,042円	105円	209円	313円
事業所と同一敷地内建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		90/100へ減算			

## ②加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	1月につき 全ての利用者負担額の13.7%	
加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	1月につき 全ての利用者負担額の6.3%	
加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
ベースアップ等支援加算	処遇改善加算ⅠからⅢのいずれかを取得している場合	1月につき 全ての利用者負担額の2.4%	
加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
特定事業所加算（Ⅰ）	当該加算の体制要件、人材要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	1月につき 全ての利用者負担額の20%	

### (3) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 km 70円を請求します。

### (4) キャンセル料

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

利用日の前日17時までの連絡があった場合	無料
利用日の前日17時から24時の連絡があった場合	当該基本料金の50%の額
利用日の当日に連絡があった場合	当該基本料金の50%の額
連絡がなかった場合	当該基本料金の100%の額

### (5) その他

① 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

② 通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

## 5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

### (1) 請求方法

① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。

② 請求書は、利用月の翌月10日頃に利用者宛てに発送します。

### (2) 支払い方法等

① 請求月の20日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ・現金払い
- ・事業者が指定する口座への振り込み
- ・利用者が指定する口座からの自動振替

② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）。

## 6 秘密の保持

(1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者

との雇用契約の内容とします。

- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

## 7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	MCクリニック
	氏名	松本 栄直
	所在地	埼玉県三郷市早稲田1丁目18-19 1F
	電話番号	048-959-2233
緊急連絡先 (家族等)	氏名	
	電話番号	

## 8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

## 9 職場におけるハラスメントの防止

事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

## 10 虐待防止に関する事項

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待防止責任者：管理者 小菅 恵美

(5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 1 1 業務継続計画に関する事項

事業者は感染症や災害の発生においてサービスを継続的に提供するための計画(業務継続計画)を策定し、必要な措置を講ずるものとします。

(1) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 1 2 感染症対策に関する事項

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(感染防止委員会)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 1 3 サービス提供に関する相談、苦情

#### (1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- ・ 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・ 特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行う。
- ・ 相談担当者は、把握した状況について(※スタッフとともに)検討を行い、時下の対応を決定する。
  - ・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

#### (2) 苦情相談窓口

担 当	管理者 小菅 恵美
電話番号	048-948-6653
受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで
受 付 日	年中無休

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

三郷市 市役所 福祉部長寿いきがい課	048-953-1111
吉川市 市役所いきいき推進課 介護給付係	048-982-5119
草加市 市役所 長寿・介護福祉課	048-922-0151
八潮市 市役所ふれあい福祉部 長寿介護課 介護給付係	048-996-2829
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	048-824-2568 (苦情相談専用)

#### 1.4 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
- ③ 利用者以外の家族のためのサービス提供
- ④ 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないもの(草むしり、花木の水やり、犬の散歩等)
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(家具・電気器具等の移動等、大掃除等)

(2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。



令和 年 月 日

指定訪問介護、指定介護予防訪問介護の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県三郷市彦川戸一丁目84番地1

法人名 株式会社MC

代表者名 嶋 淳

説明者

事業所名 MC訪問介護センター

氏名 小菅 恵美 印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。  
この文書が契約書の別紙(一部)となることについても、署名をもって同意とします。

利用者

氏名

(代理人)

氏名